

令和3年9月1日

公益財団法人あすか財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人あすか財団（以下「当財団」という。）の定款第13条（評議員の報酬等）及び第26条（役員の報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 当財団は役員等に対し職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤理事の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
 - 3 役員等が、当財団の評議員会、理事会等の会議に出席した場合には、会議出席の都度、一人当たり5万円を支給することができる。ただし、評議員会の決議により、10万円までの範囲で報酬を増額することができる。
 - 4 監事には、毎年度の監査業務の対価として、業務監査の都度、一人当たり5万円を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 当財団の常勤理事の定例報酬月額は、別表第1の金額の範囲内で代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、

法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。その支給方法は、月額をもって毎月定まった日又は会議への出席等、必要な都度、通貨をもって本人へ直接支給、又は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(費用)

第6条 当財団は、役員等がその職務の遂行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

別表第1

役員等	報酬等の上限額
常勤理事	年間総額500万円の範囲内

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日付内閣総理大臣より公益財団法人の公益認定を受けた日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年9月1日から施行する。